

令和7年会津若松市議会定例会 令和8年6月定例会議提出案件

提出案件 19件	議案 11件	予算案件 2件 条例案件 9件	報告案件 8件
----------	--------	--------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和8年度会津若松市一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和8年度会津若松市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 2 福島県特定事業活動振興計画に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市斎場条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 報告案件

- 1 令和7年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 2 令和7年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 3 令和7年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 令和7年度会津若松市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 令和7年度会津若松市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 令和7年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 令和7年度会津若松市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 会津若松市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

I 個人市民税関係

(1) 改正内容

- ア 特定大口株主等の配当に対する住民税の徴収方法が変更されたことに伴い、必要な条文の整備を行う。(第33条の改正)
- イ 公的年金受給者に係る扶養親族等申告書について、当該申告書の提出を義務付ける者の範囲を見直すこととする。(第36条の3の3の改正)
- ウ セルフメディケーション税制の適用期限について、スイッチOTC医薬品(医療用医薬品から転用された市販の医薬品)の購入に係る適用期限の撤廃及び当該医薬品以外の医薬品等の購入に係る適用期限が5年延長されたことに伴い、必要な条文の整備を行う。(附則第6条の改正)
- エ 前年分の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除の額を当該年度分の個人の市民税から控除する措置について、適用期限を5年延長し、令和12年までに居住したものを対象とする。(附則第7条の3及び附則第7条の3の2の改正)
- オ 一定の肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の課税の特例措置の適用期限を3年延長し、令和12年度までとする。(附則第8条の改正)
- カ 優良宅地の造成のために土地等を国等に譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長し、令和11年度までとする。ただし、譲渡した土地が地すべり防止区域等にあるときは、特例の対象外とする。(附則第17条の2の改正)
- キ 暗号資産取引のうち、特定暗号資産の取引で生じた利益について、他の所得と分離して課税する。(附則第19条の3の追加)

(2) 施行期日等

- ア (1)のア、オ及びカのうち適用期限を3年延長する部分は公布の日から、(1)のイ、ウ及びエは令和9年1月1日から、(1)のカ(適用期限を3年延長する部分を除く。)は令和10年1月1日から、(1)のキは金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

[参考]

○ セルフメディケーション税制

定期検診や予防接種など、健康の保持増進及び疾病の予防のための一定の取組を行っている個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者等のため、前年中に12,000円を超える特定一般用医薬品等を購入した場合、一定額を控除できる制度

II 固定資産税関係

(1) 改正内容

ア 固定資産税の免税点の引上げ

固定資産税の免税点に係る課税標準の額について、家屋は現行の20万円から30万円に、償却資産は現行の150万円から180万円に引き上げる。(第63条の改正)

イ 固定資産税の特例措置に係る規定の整備(わがまち特例関係)

わがまち特例の対象となる固定資産や特例割合に係る参酌基準が見直されたことなどに伴い、以下のとおり特例割合を定めることとする。

- ① ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を2分の1とする。(附則第10条の2第3項の改正)
- ② 認定発電設備(国の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備)であるバイオマス発電設備で出力1万kw未満のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を2分の1とする。(附則第10条の2第6項の改正)
- ③ 認定発電設備である風力発電設備のうち、一定の要件を満たす陸上風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を3分の2とする。(附則第10条の2第7項の改正)
- ④ 水防法に規定する要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が新たに取得した当該施設等における浸水防止用設備で国が定めるものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を3分の2とする。(附則第10条の2第10項の改正)
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、国の補助を受けて同法に基づく建築物移動等円滑化基準等に適合するバリアフリー改修を行った一定のものに係る、固定資産税の税額を減額する特例措置について、条例で定める割合を3分の1とする。(附則第10条の2第17項の改正)

(2) 施行期日等

ア (1)のアは令和9年4月1日から、(1)のイは公布の日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

Ⅲ 軽自動車税（種別割）関係

(1) 改正内容

軽自動車のグリーン化特例（排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例）について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る現行の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和9年度までに初回車両番号指定を受けたものを対象とする。（附則第16条の改正）

(2) 施行期日等

- ア 公布の日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

（税務課）

2 福島県特定事業活動振興計画に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

県が福島復興再生特別措置法の規定により策定した「特定事業活動振興計画」に基づき、原子力災害による風評被害が根強く残る農林水産業や観光業等の経営への影響に対処するため、県の指定を受けた事業者が、市内において当該対処のための事業活動（特定事業活動）の用に供する施設等（特定事業活動施設等）の設備投資等を行った場合に、当該特定事業活動施設等に課される固定資産税を免除することについて、福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、当該特定事業活動施設等の取得期限を延長するための条例の改正

(2) 改正内容

事業者が特定事業活動の用に供するために取得する家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地について、取得の期限を令和11年3月31日まで3年間延長することとする。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

[参考]

○ この条例による課税免除の概要

① 対象者

復興庁令で定める事業分野（農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業、観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島県内における観光振興に資する事業）に属し、県が策定する「特定事業活動振興計画」に基づき、特定事業活動を実施する事業者として知事が指定する個人事業者又は法人であって、適切に活動していることの認定を受けたもの

② 免除対象固定資産

県が国に対して特定事業活動振興計画を提出した日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、特定事業活動の用に供するために取得した家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地

③ 課税免除の期間

固定資産税を課すこととなる年度以後5年間

(税務課)

3 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

地域再生法に基づき、東京 23 区等から本社機能の移転又は拡充を行う事業者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し、県の認定を受けることによって当該事業者が整備した特別償却設備に係る固定資産税を免除又は不均一課税とすることについて、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、整備計画に関する県の認定を受けることができる期限を延長するための条例の改正

(2) 改正内容

事業者が策定する整備計画について、県の認定を受けることができる期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することとする。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

〔参考〕

○ 特別償却設備

特定業務施設（事務所、研究所及び研修所）の用に供する減価償却資産（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令に規定する建物、機械等）であり、取得価格の合計額が 3,800 万円以上（中小事業者等にあつては 1,900 万円以上）のもの

（税務課）

4 会津若松市斎場条例の一部を改正する条例

この案件は、新たに建設する斎場の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

新たに建設する斎場の管理に指定管理者制度を導入するための条例の改正

(2) 改正内容

- ア 斎場の管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- イ 指定管理者が行う業務の範囲を定める。
- ウ 指定管理者による管理の基準を定める。
- エ 指定管理者の指定手続の特例を定める。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(市民課)

5 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、令和8年度分の介護保険料の特例減免を行うため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

令和7年度税制改正（給与所得控除の最低保証額を55万円から65万円へ引き上げ）を踏まえ改正された介護保険法施行令の規定により、令和8年度分の介護保険料が賦課されることとなる者に対し、当該年度分の保険料に限り、その額を減免する特例措置を講じるための条例の改正

(2) 改正内容

ア 市長は、令和8年分の介護保険料に限り、次のいずれにも該当する者に対する介護保険料を減免することができることとする。

- ① 令和7年度の個人の市民税が非課税である者
- ② 介護保険法施行令附則第25条の適用を受ける者

イ 特例減免は、申請を要しないこととする。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

6 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が児童福祉法に基づく省令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）について、同省令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

ア 家庭的保育事業者等が、満3歳以上限定小規模保育事業として、3歳～5歳の幼児を受け入れる場合の設備及び職員の基準を定めることとする。

イ 家庭的保育事業者等の保育士の数について、理学療法士などの有資格者を配置し、当該有資格者が保育士の支援を受けて保育を行うことができる体制が整えられている場合には、当該有資格者1人に限り保育士としてみなすことができることとする。

ウ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業者等は、児童等対象業務従事者に係る過去の性犯罪歴などの確認その他必要な措置を講じなければならないこととする。

エ その他必要な条文の整理を行う。

(3) 施行期日

(2)のア、イ及びエは公布の日から、(2)のウは令和8年12月25日から施行する。

(こども保育課)

7 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が子ども・子育て支援法に基づく府令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）について、同府令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

- ア 地域型保育事業として新たに満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、当該事業に係る利用定員・選考方法等について定めることとする。
- イ その他必要な条文の整理を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(こども保育課)

8 会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が児童福祉法に基づく府令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）について、同府令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業者は、児童等対象業務従事者に係る過去の性犯罪歴などの確認その他必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 施行期日

令和8年12月25日から施行する。

(こども保育課)

9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

国民健康保険税（基礎課税分）の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の法定軽減（応益割の5割軽減及び2割軽減）に係る所得判定基準額を引き上げることにより、被保険者間の担税能力に応じた負担を図るための条例の改正

(2) 改正内容

ア 国民健康保険税の課税限度額の改正

次表のとおり国民健康保険税の課税限度額を改正する。

区 分	現 行	改正後	比 較
基礎課税分（医療分）	66万円	67万円	+ 1万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	—
介護納付金分	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金分	3万円	3万円	—
合 計	112 万円	113 万円	+ 1万円

イ 国民健康保険税の応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額の改正

(ア) 5割軽減の拡大

軽減対象となる所得判定基準額を次のとおり引き上げる。

現 行 基準額 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数

改正後 基準額 43 万円 + 31 万円 × 被保険者数

(イ) 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得判定基準額を次のとおり引き上げる。

現 行 基準額 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数

改正後 基準額 43 万円 + 57 万円 × 被保険者数

(3) 施行期日等

ア 公布の日から施行する。

イ 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(国保年金課)

Ⅲ 報告案件

1 令和7年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た庁内情報化推進事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

2 令和7年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和7年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

3 令和7年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和7年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

4 令和7年度会津若松市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た徴収事務費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

5 令和7年度会津若松市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た一般事務費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

6 令和7年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た三本松宅地整備事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

7 令和7年度会津若松市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た一般事務費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(財政課)

8 会津若松市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じたことについて、報告するものです。

(1) 専決処分をした理由

令和8年度税制改正に基づく地方税法の一部改正法が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年度課税に関し同年4月1日に施行しなければならない改正項目については、直ちに会津若松市税条例を改正し公布する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、「市長の専決処分事項の指定について」により、専決処分による条例改正を行ったものである。

(2) 改正内容

軽自動車税環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税とする。

(3) 専決処分の日

令和8年3月31日

(4) 施行期日等

ア 令和8年4月1日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(税務課)